

令和3年6月18日発行

## I 【重要】令和3年度介護保険施設・事業者に係る研修会の中止について

標記研修会については、令和3年5月20日発行の「介護インフォメーション'21 vol.2」等により令和3年度の開催予定をお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止を徹底するため、今年度の開催を中止します。

なお、資料の提供等については、あらためてお知らせいたします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## II 【重要】令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

令和2年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業所は、実績報告書の提出が必要となります。

提出期限は令和3年8月2日(月)必着となっておりますので、令和2年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出した保健福祉事務所へ2部提出してください。提出書類等は下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。

なお、総合事業、地域密着型サービス事業所及び基準該当サービス事業所は市町村・広域連合担当課への提出をお願いいたします。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」  
→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」  
→「介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算はこちら」  
→「2 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（令和2年度）」  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/kourei sha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## III 認知症介護基礎研修受講義務付けに伴う受講対象者調査について

令和3年度の介護報酬改定により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

県では、研修の受講を義務付けられた方の対象者数及び研修の受講環境の調査を実施します。

以下ホームページより詳細をご確認いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材の養成・研修について」  
→「認知症介護実践者等養成研修」  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyozissensya.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

## IV 【通所系サービス】新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合の加算に

### 係る留意事項について（基本報酬への3%上乘せ加算）

標記の加算（通称3%加算）について、複数の事業所からお問い合わせをいただいております。算定上の留意事項のうち主たる部分を以下のとおりまとめましたので、遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

当該加算を算定する届出を行った事業所は基本的に3月間の算定が可能ですが、加算算定の届出を行った月から算定終了月まで、別紙M（下記に記載）を用いて毎月利用延人員数を算出することが必要です。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、加算算定期間中であっても、その旨を速やかに届け出る（※）ようお願いいたします。

届出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があります。ご留意ください。

なお、5%以上減少していた場合は、届出を行う必要はありませんが、必要に応じて算定根拠の提示を求めめる場合がありますので、各月の利用延人員数を記録しておくようお願いいたします。

#### ※加算の取り下げを届け出る場合の提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式（別紙M）

各種様式は、長野県ホームページからダウンロードしてください。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」  
→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureiisha/service/jigyosha/h24-02/sante.html>

本加算の詳細な要件等については、下記より介護保険最新情報 Vol. 937 をご覧ください。

○掲載URL（WAM NETホームページ）

「トップ」→「行政情報」→「介護」→「介護全般」→「介護保険最新情報」→「介護保険最新情報 Vol. 937」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoufiles/documents/2021/031710403662/ksvol.937.pdf>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

### 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

**更新申請受付期間** 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2021年8月1日～2021年8月31日	2021年6月11日～2021年7月10日
2021年9月1日～2021年9月30日	2021年7月11日～2021年8月10日
2021年10月1日～2021年10月31日	2021年8月11日～2021年9月10日

※令和3年(2021年)6月及び7月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp